

長野県文化財保護審議会への諮問について

文化財・生涯学習課

下記の文化財を長野県宝に指定したいので、文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第3項の規定により、長野県文化財保護審議会に諮問する。

記

長野県宝に指定する文化財

名 称	員数	所 在 地	所有者の住所及び名称
安布知神社本殿及び 拝殿	2 棟	下伊那郡阿智村駒場 2079 番	下伊那郡阿智村駒場 2079 番 宗教法人 安布知神社
絹本著色愛染明王像	1 幅	佐久市協和 1054 番地	佐久市協和 1054 番地 宗教法人 福王寺

諮 問 候 補 物 件 の 概 要

名称・員数	あふち 安布知神社本殿及び拝殿 2棟
所在地	下伊那郡阿智村駒場 2079 番
所有者の住所 及び名称	下伊那郡阿智村駒場 2079 番 宗教法人 安布知神社
概況と特色	<p>安布知神社は、思兼命・誉田別命・須佐男尊の三神を祀っている。天正元年(1573年)に、領主小笠原信貴が近江国三井寺より新羅明神を勧進して現在の地に社殿を造営したといわれ、慶長6年(1601年)以降、幕府より10石を受領していた。小笠原氏転封後、社殿は荒廃し寛文11年(1671年)に時の領主宮崎太郎左衛門公重が再建し寄進したのが現在の本殿であり、また、拝殿は延宝3年(1675年)に神主林氏によって建立された。安布知神社は、鎮座地の地名から「清坂社」、また、祭神から「新羅大明神」「清坂八幡社」「八意宮」などといわれてきた。駒場村社寺明細帳の記録によれば、「安布知神社 是ハ文化元年甲子年十一月京都吉田家ヨリ宣称」とあり、本社所蔵神宣状にもそれを裏付ける資料があることから、幕末の頃に安布知神社と改称されたと考えられる。</p> <p>本殿は、覆屋のなかにある三間社流造、柿葺の規模の大きな社殿で、梁行を二間とし、前の一間を外陣、後の一間を内陣としている。木階は当初中央間にはなく後世につけられたものである。向拝の両端に木鼻(象鼻)及び中備に本臺股(鳩・唐獅子などの彫刻入)を入れている。また、内部には美しい彩色文様が施され、組物等の意匠と合わせ全体として典雅で華やかである。</p> <p>拝殿は、桁行三間、梁行二間の社殿で、周囲を格子戸や格子窓とし、屋根を入母屋造、妻入、銅板葺としている。内部の天井は格天井とし、竜や花の絵を描く装飾が残されている。なお、平成22年に、屋根及び床修理工事が行われた。</p> <p style="text-align: center;">阿智村文化財指定日 昭和42年11月1日</p>
諮問理由	長野県では、神社建築の経過において、まず本殿だけが設置され、その後江戸時代後期に覆屋を架け、やがて拝殿が建てられるという流れが主流の中で、本殿と拝殿が同時期の建築であることは建築史において貴重である。また、本殿内陣及び拝殿の格天井などに豪華な装飾が良好に残っていることも貴重である。
指定基準	長野県宝の指定基準 (7) 建造物 (ア) 意匠的に優秀なもの (ウ) 歴史上重要なもの
参考文献	長野県 1989 『長野県史美術建築資料編全一卷(二)建築』 長野県史刊行会 宮下操 1972 『安布知神社略史』『安布知神社』 阿智村教育委員会・安布知神社 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻伊藤毅研究室 2010 『阿智村駒場宿に関する都市・建築史調査』 阿智村教育委員会 2014 『安布知神社本殿調査報告書・拝殿修理工事報告書』

あふちじんじゃほんでん はいでん
安布知神社本殿及び拝殿 (阿智村)



本殿覆屋 (左奥) 及び拝殿 (右)



本殿



内陣の柱



内陣の撥束
ばちづか



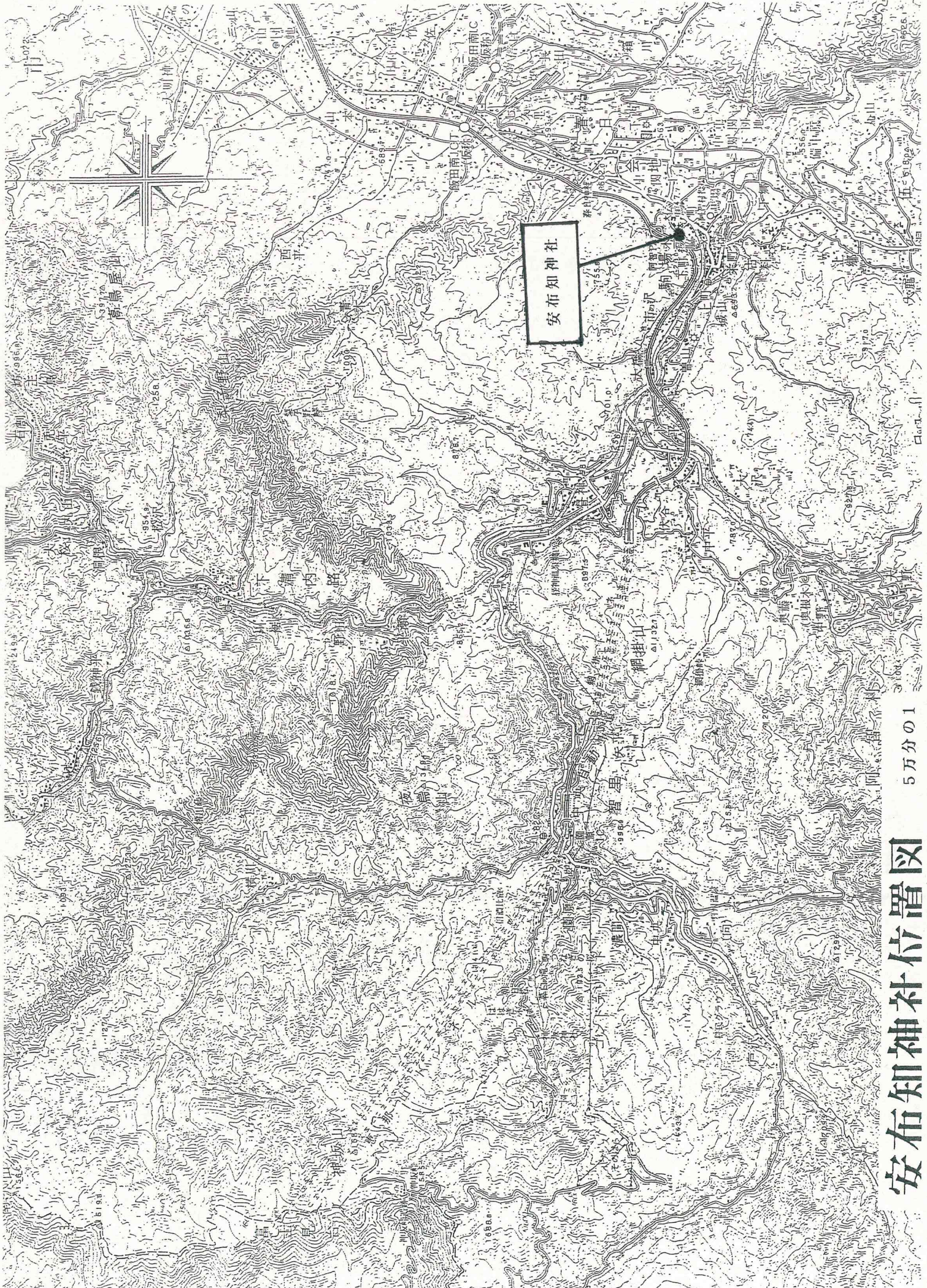
内陣の墨書



拝殿内部



拝殿の天井絵

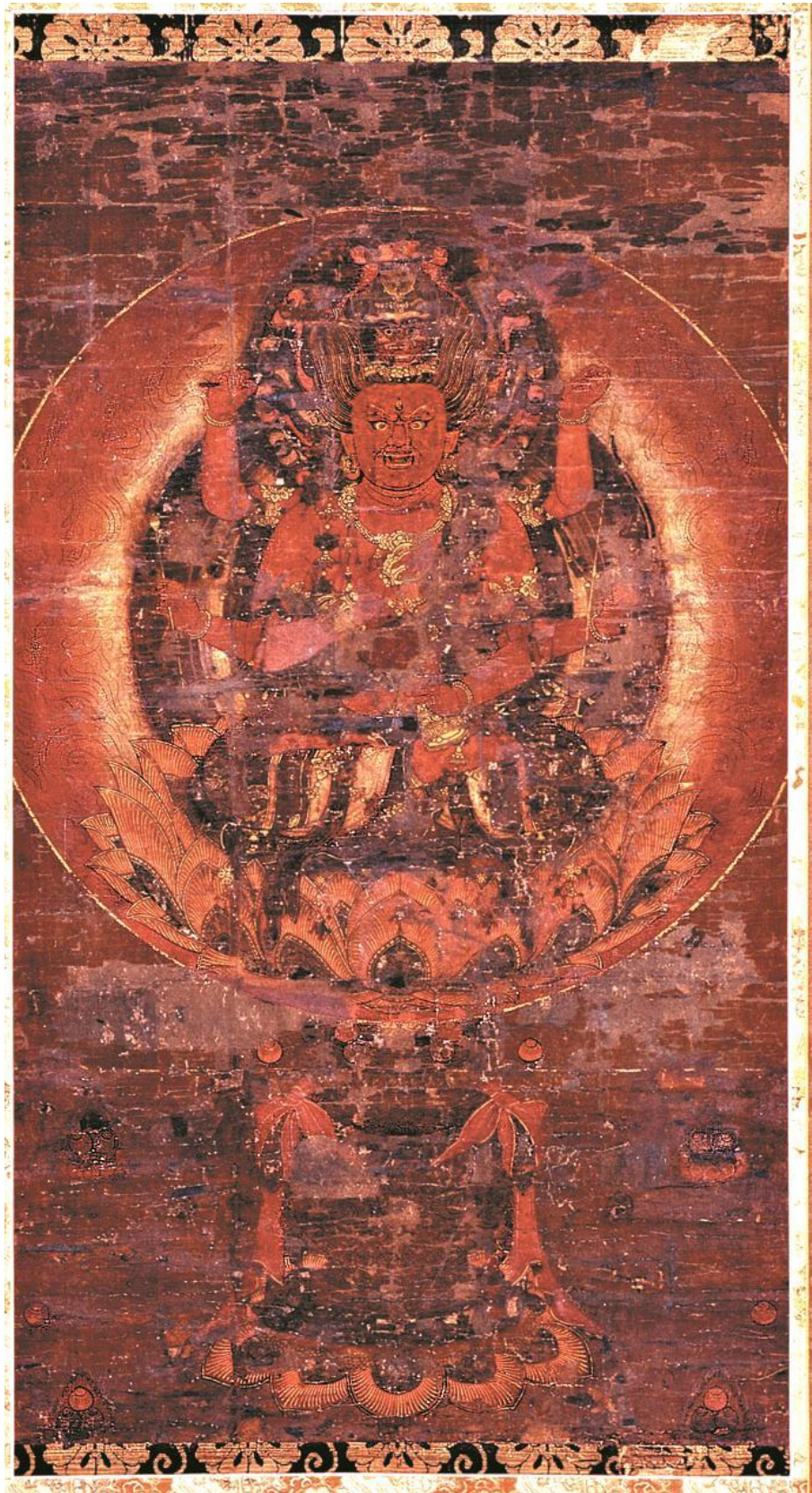


安布知神社位置図

5万分の1

諮 問 候 補 物 件 の 概 要

名 称・員 数	絹本 ^{あいぜん} 著色愛染明王像 1幅
所 在 地	佐久市協和 1054 番地
所有者の住所 及び名称	佐久市協和 1054 番地 宗教法人 福王寺
概況と特色	<p>佐久市福王寺所蔵の絹本著色愛染明王像は仏具表具仕立ての条幅で、縦 92.5 cm、横 51.5 cm の絹本製の密教画である。平安時代の開基とされる佐久市福王寺が所蔵している。この明王像は確かな線描の技術が見られ、目のつんだ絹を使い、時代的な特徴から製作期は鎌倉末から南北朝にかかる頃の 14 世紀と判断される。</p> <p>明王は赤色の蓮華座上に結跏趺坐し、前に構えた右第一手には金剛杵^{こんごうしよ}※1、右第二手には矢、高く上げた第三手には弓を持ち、左第三手は拳のままでさまざまな修法※2に対応している。明王の下方には通例のごとく宝瓶^{ほうびょう}を描き、周囲には宝瓶から湧き出した宝物が描かれるが、画面下部については絹の欠損が目立ち図様がはっきりしていない。</p> <p>※1：密教法具の一つ。杵^{きね} に似て中央がくびれ、両端に刃（鉷）をつける</p> <p>※2：密教で行う加持祈祷^{かじきとう}の法</p> <p>佐久市文化財指定日 平成 26 年 4 年 1 日</p>
諮問理由	<p>本物件は愛染明王像の典型的な画像を描いており、表現の点では優れた線描の技術が各所にうかがわれる。頭髪は金泥線^{きんでいせん}※1 と墨線を交互に配して質感を表し、線はのびやかで繊細である。こうした技術に裏打ちされた本物件は、オーソドックスな図様のなかに当時の優れた線描技術を見ることができる。</p> <p>また、画像の劣化が惜しまれるが、本県には鎌倉時代に遡る本格的な密教画は少なく※2、貴重な仏教絵画資料であり歴史的、文化的価値が高い。</p> <p>※1：金粉を膠^{にかわ}の液で泥のように溶かしたもの。日本画の装飾法</p> <p>※2：同様物件で県内文化財指定は常楽寺(上田市指定)物件(室町時代)のみ</p>
指定基準	<p>長野県宝の指定基準</p> <p>(1) 絵画及び彫刻</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 歴史上特に意義のある資料となるもの</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で、顕著な特性を示すもの</p>
参考文献	佐久市有形文化財指定申請について (H26. 4. 1)



「絹本著色愛染明王像」(佐久市 福王寺)

指定申請物件関係地図

福王寺

